

平成 22 年 9 月 27 日

金融庁総務企画局市場課 御中

全 国 銀 行 協 会

「金融商品取引清算機関等に関する内閣府令等の一部を改正する
内閣府令（案）」等に対する意見の提出について

去る平成 22 年 8 月 27 日付で意見募集のあった標記の件に対する意見等を別紙のとおり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

金融商品取引清算機関等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(案)に対する意見等

該当箇所 (条項番号等)	確認事項	理由等
銀行法施行規則 第十三条の二の 三第3項	左記規定は、銀行は「商品先物取引法第2条第14項第1号から第3号まで及び第4号(二を除く。)に掲げる取引の媒介、取次ぎ又は代理」を行うことができないと規定されているが、銀行が商品先物取引法で認可を受けた場合に一部業務に制限がかかることになる。銀行は当該業務を行うことはできないのか、また、できないのであればその理由を教えてください。	<p>現行規定は、「店頭商品先物取引の媒介、取次ぎ又は代理」について、従来の商品取引所法で規制されていないため、その部分をカバーするために規定されていたと理解している。</p> <p>先の商品先物取引法の改正により、「商品先物取引法第2条第14項第1号から第3号まで及び第4号(二を除く。)に掲げる取引の媒介、取次ぎ又は代理」について手当てされ、当該行為について、銀行も認可を受けることで取引を行うことが可能であると認識していたが、改正案の規定が存続することにより、銀行は、商品先物取引業の認可を受けたとしても、当該行為を依然として行えないことになることから、改正の趣旨を確認したい。</p>